

仕 様 書

調達件名 冷凍鹿肉（動物用飼料）

1 数量

2, 0 0 0 kg

2 規格

- (1) 食品衛生法に基づく食肉の規格基準を満たすとともに、金属片、プラスチック、ビニール等、その他の異物の混入がないもの。
- (2) 加工は食肉処理業取得施設で行う。
- (3) 食品衛生法に準じた表示を行うとともに、問題発生時にトレースできるよう、ロット管理も行う。
- (4) 筋、脂身は可能な限り含まれていないものとし、含まれている場合は全体の3割以下とする。
- (5) 屠殺から3日以内に食肉加工ならびにパック詰めされているもの。
- (6) 梱包は密封加工を施した包装とし、1パック4～5kg程度、1ケース4パック入または5パック入のものとする。
- (7) 包装は亀裂等破損のないもの。
- (8) 製品は冷凍した状態で納品すること。なお、流通中に解凍してしまうことのないよう、冷凍車で運搬すること。

3 梱包

梱包した段ボールの側面1カ所に「品名」、「賞味期限」等を明記する。

4 調達期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）

5 納入方法

納入は4回程度に分け、発注者が調達期間内に数量と納品日を指定する。

6 納入場所及び検査場所

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1
円山動物園 飼料庫

7 現品の検査

現品の納入に際し、発注者の検査を受け、合格したものを引き渡す。

検査に合格しなかった場合、発注者の指示する期間内に代替品を納入する。
なお、引渡しの前に生じた物品の亡失、棄損等は、すべて受注者の負担とする。

8 支払方法

発注者は、納品ごとに契約総量と納品数量で按分した金額（最終納品分以外は按分した額の 1,000 円未満を切り捨てた額を支払額とし、最終納品分については契約金額のうち未払いの残額）を支払うものとする。

9 その他

契約の履行の確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがある。その場合、出荷引受書の提出が可能なことが契約（発注）条件となる。

その他、定めのない事項については、双方が協議の上、決定する。

10 担当課

札幌市環境局円山動物園保全・教育推進課 担当：宮本

札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1

円山動物園 動物園センター TEL011-612-1427